

○広島大学図書館『地域・国際交流プラザ』利用案内

広島大学図書館

『地域・国際交流プラザ』を利用するにあたって、下記事項をご確認すること。

1. 利用の条件

- ・学習・教育研究活動成果・生涯学習活動成果・地域文化活動等の発表であること。
- ・団体での申込であること。

2. 利用資格

- ・広島大学の構成員、広島大学図書館の利用者及び図書館長が認めた者

3. 展示可能期間

展示期間は、原則として14日間（開館日）以下とし、時間は、中央図書館の開館時間内とすること。

4. 利用できるスペース・備品

- ・利用できるスペースは、別図に示す範囲とする。この内で、図書館利用者の妨げにならないようにし、図書館職員の指示に従うこと。
- ・使用できる備品は、下記の備品一覧で示すものとする。

5. 利用申込方法

- ・利用希望者は、所定の「広島大学図書館『地域・国際交流プラザ』利用申込書」を広島大学（中央図書館）図書学術情報普及グループに提出して、許可を得る必要がある。
- ・利用申込書等は、原則として、展示を希望する日の6ヶ月前から2週間前の間に提出すること。審議の後、利用の可否を連絡する。

6. その他、注意事項

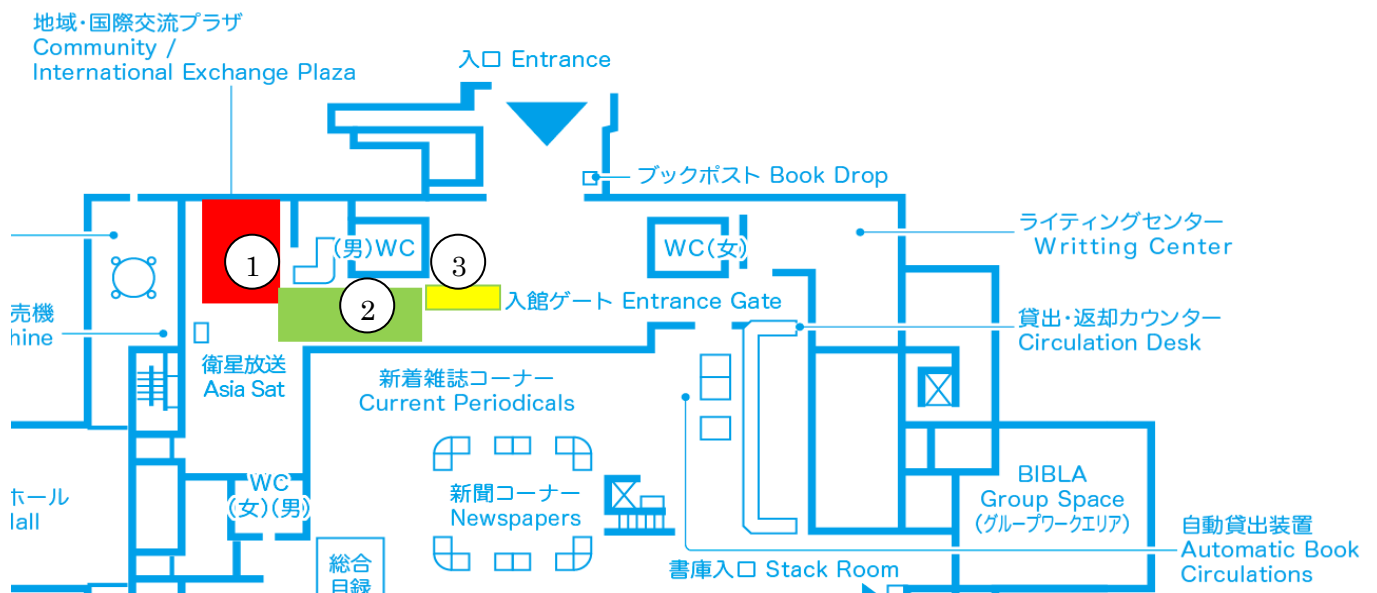
- ・発表内容は展示のみとし、講演・映像の放映・イベント等を行わないこと。
- ・営利目的に利用しないこと
- ・発表内容は、公序良俗に反しないこと
- ・展示場所では飲食・喫煙をしないこと
- ・申込者以外の者に、その全部又は一部を転貸しないこと。
- ・準備中および利用中に連絡が容易なこと。
- ・展示に関わる広報は、申請団体で行うこと。
- ・準備・片付け等は原則として、図書館が開館している平日の午前9時から午後4時半までに行うこと。
- ・館内に設置された什器類の移動を無断で行わないこと。
- ・利用後は、原状に復すること。
- ・利用者が故意又は過失により施設、設備及び備品を滅失又はき損等損害を与えたときは、弁償すること。
- ・本学図書館において緊急の必要を生じた場合は、利用条件の変更又は利用の停止とすることがある。
- ・利用者が利用上の注意事項に違反したときは、利用許可を取り消し、もしくは利用の停止、又は事後の利用を認めないことがある。

- ・展示品の管理は、出品者の責任において行うこと。図書館は責を負わない。

【備品一覧】

展示パネル 16 台
展示ケース 4 台
机 4 台
押しピン

【別図】



①のスペースは、占有で利用が出来る。②,③については、職員の指示する箇所に展示パネル, 展示ケースを設置することが出来る。

【受付窓口・お問い合わせ先】

図書学術情報普及グループ

電話：082-424-5631 内線：（東広島）5631

E-mail：tosho-fukyu-wrc@office.hiroshima-u.ac.jp